

京都市告示第 137号

京都市水路等管理条例第2条第2号に基づき農業用水路等を次のように指定し、
京都市里道管理条例第2条の規定に基づき里道を次のように指定します。

当該農業用水路等及び里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市
産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年6月3日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	上高野水0118号	左京区上高野水車町12番地3地先 左京区上高野水車町11番地1地先	

(指定里道)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	上高野里0036号	左京区上高野水車町12番地3地先 左京区上高野水車町11番地1地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)